

平成30年
4月から

国民健康保険制度が変わります

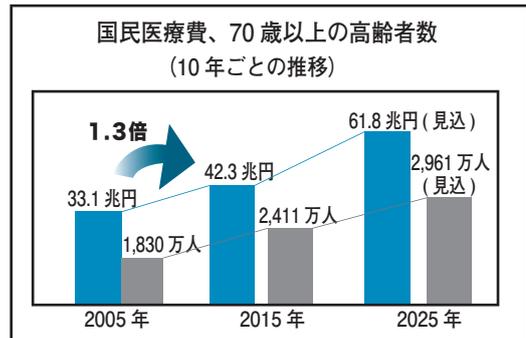


問合せ先 戸籍保険課 ☎ 95-1116

制度改正はなぜ必要？

70歳以上の高齢者数、国民医療費は、この10年でともに1.3倍になり、2025年には、国民医療費の総額は61.8兆円になる見込みで、国民健康保険財政は一層厳しくなると予想されます。

そうした中、平成27年5月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、平成30年4月から愛知県が財政運営の責任主体となり国保制度の安定化を目指すことになりました。



なにが変わる？

愛知県は国民健康保険財政を運営していくために市町村ごとの国民健康保険事業費納付金を決定し、標準保険率を示します。

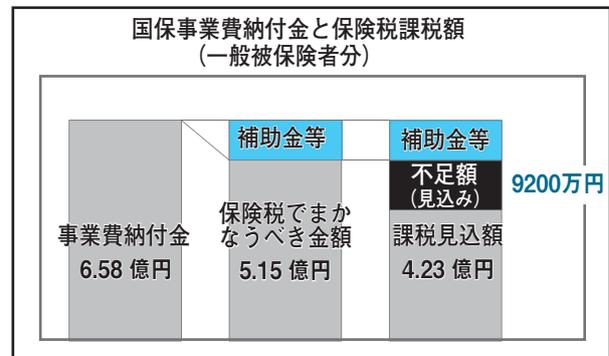
町は愛知県に納付金を納めるために標準保険率等を参考に保険税率を定め、保険税を賦課・徴収する方法に変更になります。

保険税率はどう変わる？

(1) 保険税率の見直し

制度改正により、本町が愛知県へ納める国保事業費納付金の見込みが11月に提示され、本町の現行保険税額と比較すると約9200万円の不足が生じる見込みとなりました。

本町では、平成23年度に税率改正をおこなって以来、税率は据え置き、不足する財源は国民健康保険財政調整基金の取崩しや、一般会計からの繰入金により補填してきましたが、今後は、国の方針により決算補填目的の繰入を解消する必要があること、愛知県内統一保険料率となった場合に急激な負担増を避ける必要があることなどから段階的な税率の引き上げを検討しています。



(2) 資産割の廃止に向けた見直し

現在、資産割を課税していますが、県の標準賦課方式では資産割はないため、上記保険税率の見直しと同様に愛知県内統一保険料率となった場合に急激な負担の変化を避ける必要があることなどから段階的に資産割の廃止を検討しています。

※税率の見直しにあたっては、被保険者の負担が急激に変動しないように検討しています。